

平成 27 年度 第 4 回鹿児島地方最低賃金審議会

- 1 日時 平成 27 年 8 月 28 日（金）
午前 10 時 00 分～午後 11 時 05 分
- 2 場所 鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5 名
労働者代表委員 5 名
使用者代表委員 5 名
- 4 議題 (1) 鹿児島県最低賃金の改正決定（答申）に対する異議申出について
(2) 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について
(3) 平成 27 年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(4) 平成 27 年度産業別最低賃金の改正決定について
(5) 平成 27 年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について
- 5 議事要旨 (1) 鹿児島労働局長に対して提出された 2 件の鹿児島県最低賃金の改正決定（答申）に対する異議申出について、鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会に諮問され、審議の結果、8 月 12 日の答申どおり決定することが適当であるとの内容で鹿児島地方最低賃金審議会から鹿児島労働局長に答申された。
(2) 事務局から鹿児島県最低賃金専門部会の廃止の提案があり、了承された。
(3) 8 月 4 日に鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問された「鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」ほか 2 業種に係る改正決定の必要性の有無について運営小委員会から報告がなされ、審議の結果、「鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「自動車（新車）小売業最低賃金」については、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した旨の答申がなされたが、「百貨店、総合スーパー最低賃金」については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった旨の答申がなされた。
(4) 鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会に対して、「鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「自動車（新車）小売業最低賃金」の改正決定について諮問されたが、「百貨店、総合スーパー最低賃金」については、改正諮問が見送られた。
(5) 産業別最低賃金の改正決定について、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用して、専門部会の決議が全会一致である場合には、その専門部会の決議をもって、本審の決議とすることが決定した。